

justax

No.19 OCT'95

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

過少申告加算と『正当な理由』

●相続財産の帰属に争いがある場合●

過少申告であっても、そのことについて「正当な理由」がある場合、過少申告加算税は課されません(通則法65④)。相続財産の帰属に争いがあるため、その財産を相続財産に含めないで申告したことが、「正当な理由」となるか否かで争われた判例(平成5年5月26日大阪地裁)をご紹介します。

◎原告Xは、昭和62年10月22日に相続が開始した父親の相続税の申告に当たり、A名義株式はその帰属について、遺産であると主張する原告Xと、自己の固有財産であると主張する相続人Aとの間で争いとなり、申告期限までに遺産分割が調わなかったため、その株式を相続財産に含めないで申告をしました。

これに対して、被告課税庁は、株式を相続財産に含めるべきであるとして相続税の更正処分及び過少申告加算税 1億611万6,500円の賦課決定処分を行いました。

原告Xは、この過少申告加算税の賦課決定を不服として、『株式を相続財産に含めなかったのは、申告当時、判決が確定していなかったので、株式が遺産であると確定的に判断することが不可能であったためである。法律上未確定の状態は、災害などの外的事情と同視しうるものであるから、税法の不知や法令解釈の誤解に基づくものではない。税理士らのアドバイスにより、株式を相続財産に含めないで申告することとし、相続財産の明細書に、「その他被相続人に属する財産(遺産)が右記のとおり存在するが、現在、その名義人Aと所有権に関し係争中のため、勝訴判決確定時に修正申告をします。」と付記し株式の存在を記載したのだから、過少申告加算税を課すのは適当でない。』と主張しました。

◎原告Xの主張について、裁判所は次のように判断しています。

①「正当な理由」があるとは、申告した税額に不足が生じたことについて、通常の状態において知りえなかった場合や、それが災害など納税者の責に帰せられない外的事情に起因する場合など、その申告が真にやむを得ない理由によるもので、納税者に過少申告加算税を課することが不当若しくは酷なる場合をいう。単に、過少申告が納税者の税法の不知や誤解に基づく場合はこれに該当しない。

②原告Xは、申告当時、取得資金・管理運用の状況などから株式は遺産であるという認識をしていたのだから、単に、相続人Aが自己の固有財産であると主張しその帰属について家事調停で争われていたからといって、「正当な理由」があるとはいえない。

③申告は、あくまで納税者の責任と判断で行うものであるから、税理士らによるアドバイスがあったとしても、自己が遺産として認識する財産を申告しないことは過少申告の責任を免れられないし、たとえ争いがある旨を明細書に付記してもそのような申告は正当化されない。

④税務署側から申告時に株式を相続財産として申告するように指導がなされなかったとしても、過少申告が正当化されるものではない。

相続人間で相続財産の帰属について争いがあるときは、明らかに相続財産でない場合を除き、それを含めて申告をし、裁判が確定した時点で更正の請求(通則法23②一)をします。

……………(資料提供 東京税理士データバンク室)